

小規模事業者の働き方改革 パート職員しかいなくても実施しなければならないこと

2019 年 4 月から働き方改革関連法案が順次施行されます。

- ① 時間外労働の上限規制導入 (原則：月 45 時間 年 360 時間)
- ② 年次有給休暇の確実な取得
- ③ 正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の禁止

小規模事業者の皆さんは具体的にどのような対応が必要となるのでしょうか？
関連法を十分に理解し、労務管理に関する課題を解決していただくため、「働き方改革セミナー」及び「個別相談会」を実施いたします。

「働き方改革セミナー」 12/10 (月) 定員：30名 参加費：無料 19:00～21:00 羽島商工会議所 研修室

1. 今なぜ働き方改革
2. 労働時間と休暇
 - ① 労基法による最大 残業時間
 - ② 「勤務間インターバル」ってなに？
 - ③ 有給休暇で5日間休ませなければならない？
 - ④ 時間外賃金割増率 UP 125 %⇒150 %
 - ⑤ すべての労働者の客観的時間管理義務
 - ⑥ フレックスタイム制の拡充 (時間外手当 減らせるかも)
 - ⑦ 「高度プロフェッショナル」ってなに？
3. 同一労働 同一賃金とは
 - ① 最高裁 判決 長澤運輸事件とハマキョウレックス
 - ② 均等待遇と均衡待遇
 - ③ 待遇の説明義務
 - ④ 裁判外紛争 解決
4. まとめ



講師： こんどう労務年金事務所
特定社会保険労務士
近藤 義博 氏

個別相談会 12/14 (金) 1回30分 6事業所まで。相談料：無料 13:00～16:00 羽島商工会議所 常議員室

働き方改革に関するご質問に具体的にお答えします。
事業主の方・労務担当者の方、ご相談ください。
相談員： こんどう労務年金事務所
特定社会保険労務士
近藤 義博 氏

※12/14 の相談日にご予定が合わない事業所の方は、
無料専門家派遣制度をご利用ください。詳しくは羽島商工会議所 中小企業相談所まで。

お申し込みは参加申込書にご記入の上、窓口持参・FAXにてお申込ください。

主催： 羽島商工会議所 (羽島市竹鼻町 2635) TEL: 058-392-9664
FAX: 058-392-6708
e-mail: info@hashima-cci.or.jp
この事業は岐阜県の補助金を受けています。 平成 30 年 11 月 12 日

H30. 12. 10 働き方改革セミナー・H30. 12. 14 個別相談会 参加申込書

羽島商工会議所 中小企業相談所 宛 (FAX : 058-392-6708) H30 年 月 日

事業所名等	所在地 羽島市	TEL	
		FAX	
働き方改革 セミナー	セミナー受講者名		他 名
個別相談会	相談会参加者名	相談希望 時間	13:00～ 13:30～ 14:00～ 14:30～ 15:00～ 15:30～
	他 名	相談内容	

ご記入いただいた個人情報は、次の利用目的の範囲内で使用いたします。(利用目的：受講者本人の確認、名簿作成、事業報告書等作成資料)